

これから就職活動を行う学生の皆さんに 知っておいていただきたいこと（2025年度卒用）

1 就活日程のポイントは、「3・6・10」

- ✓ 政府は、経済団体等に対し、下記の日程の遵守を要請しています。

広報活動開始	卒業・修了前年度（学部3年生等）の3月1日以降
採用選考活動開始	卒業・修了年度（学部4年生等）の6月1日以降 ※
正式な内定日	卒業・修了年度（学部4年生等）の10月1日以降

- ※ 2025年度卒以降の学生については、専門活用型インターンシップ（2週間以上）で春休み以降に実施されるものを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できます。

2 「オワハラ」は一人で悩まず、相談を！

- ✓ 内定を出す条件に、他社の就活を終えるよう強要する、「オワハラ」は、憲法で保障された職業選択の自由を侵害するおそれがある許されない行為です。
- ✓ これって「オワハラ」かもと思ったら、一人で抱え込まず、まずは都道府県労働局、新卒応援ハローワーク、大学キャリアセンターに相談を！

○ 「オワハラ」に該当し得る例（ただし、オワハラはこれらの例に限られません。）

- ・ 自社の内（々）定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- ・ 自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに、大学等あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること
- ・ 他社の就活が物理的にできないよう、研修等への参加を求めること
- ・ 内定承諾書等の早期提出を強要すること
- ・ 内（々）定辞退を申し出たにもかかわらず、引き留めるために、何度も話し合いを求めること。
- ・ 内（々）定期間中に行われた業務性が強い研修について、引き留めを目的として、内（々）定を辞退した場合において研修費用の返還を求める、あるいは、事前にその誓約書を要求すること。

3 「内々定・内定の辞退は、就活生の正当な権利です」

- ✓ 「企業に迷惑をかけるから」などと考える必要はありません。
- ✓ 他方、不必要に複数の内々定を保持する行為などは厳に慎み、節度ある就職活動を行きましょう。
- ✓ 何かあれば、都道府県労働局、新卒応援ハローワーク、大学キャリアセンターに相談を！